

[事案 30-294] 契約無効請求

・令和元年7月26日 裁定終了

<事案の概要>

自分の病歴を募集人に伝えていたこと等を理由に、告知義務違反により解除された契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

うっ血性心不全により入院したため、平成16年3月に契約し、平成27年12月に失効したのち、同月に契約を復活させた医療保険にもとづき給付金を請求したところ、契約復活時の告知義務違反により契約を解除され、給付金も支払われなかった。しかし、以下の理由により、契約を無効とし、既払込保険料を返してほしい。

- (1)平成16年の契約時、配偶者から募集人に自分の病歴を説明しており、募集人は自分の病歴を知りながら保険加入を勧めた（不告知教唆または告知妨害）。
- (2)契約復活の際の告知書を記入した記憶がない。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)募集人が、契約復活時に、申立人に対して不告知教唆・告知妨害をしたことはない。
- (2)告知書の内容は、申立人自身が記入し、署名したものであり、募集人が記入したものではない。
- (3)平成16年の契約時にも、募集人が申立人の入院歴・病歴を聞いていたことはない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、告知時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人に不告知教唆または告知妨害があったとは認められず、申立人が契約復活の際の告知書を記入していないとも認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。